

**公立大学法人広島市立大学の中期目標期間（令和4年度から令和9年度まで）
における各事業年度の業務実績の評価について**
(令和4年7月5日開催の本委員会において審議済み)

1 趣旨

公立大学法人は、地方独立行政法人法の規定に基づき、中期目標の期間（6年間）における各事業年度の業務実績について、当該事業年度の終了後に、評価委員会（市長の附属機関）の評価を受けなければならないとされている。

2 評価方法等

(1) 法人による自己評価

ア 年度計画の記載事項ごとの実施状況を以下の5段階により自己評価し、評価理由と併せ、実績報告書に記載の上、評価委員会に提出する。

評価の記号	実施状況の説明
s	質・量双方において年度計画を上回って実施されている。
a	質・量いずれか一方において年度計画を上回って実施されている。ただし、他方において年度計画を下回って実施されている場合を除く。
b	質・量双方において年度計画どおり実施されている。
c	質・量いずれか一方において年度計画を下回って実施されている。ただし、他方において年度計画を上回って実施されている場合は、双方の実施状況を総合的に勘案して「b」とすることができる。
d	質・量双方において年度計画を下回って実施されている。

イ 年度計画の小項目及び大項目ごとの自己評価についてもアと同様とする。

(2) 評価委員会による評価

ア 小項目評価

(ア) 「中期計画の達成に向けて、各事業年度の業務を順調に実施しているかどうか」という観点から、法人による自己評価を踏まえつつ、年度計画の内容の妥当性も含めて、小項目ごとに以下の5段階により評価する。

評価の記号	実施状況の説明
S	質・量双方において年度計画を上回って実施されている。
A	質・量いずれか一方において年度計画を上回って実施されている。ただし、他方において年度計画を下回って実施されている場合を除く。
B	質・量双方において年度計画どおり実施されている。
C	質・量いずれか一方において年度計画を下回って実施されている。ただし、他方において年度計画を上回って実施されている場合は、双方の実施状況を総合的に勘案して「B」とすることができる。
D	質・量双方において年度計画を下回って実施されている。

(イ) 評価委員会の評価が法人による自己評価と異なる場合は、その理由等を示すものとする。

イ 大項目評価

小項目評価を踏まえ、大項目ごとに以下の5段階により評価するとともに、特筆すべき事項等があればその旨のコメントを記載する。なお、評価の記号ごとに以下の評点を付す。

評価の記号	実施状況の説明	評点
S	質・量双方において年度計画を上回って実施されている。	5
A	質・量いずれか一方において年度計画を上回って実施されている。ただし、他方において年度計画を下回って実施されている場合を除く。	4
B	質・量双方において年度計画どおり実施されている。	3
C	質・量いずれか一方において年度計画を下回って実施されている。ただし、他方において年度計画を上回って実施されている場合は、双方の実施状況を総合的に勘案して「B」とすることができる。	2
D	質・量双方において年度計画を下回って実施されている。	1

ウ 全体評価

大項目ごとに以下の評価比率を配分し、大項目評価の評点を加重平均（評点×評価比率を合計）した結果を基に評価する。また、法人による実績報告書の記述等を踏まえ、中期計画の実施状況に係るコメントを記載する。

大項目	評価比率
第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 教育	15%
2 学生の確保と支援	10%
3 研究	10%
4 地域・社会貢献	15%
5 平和	10%
6 国際化	10%
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
業務運営の改善及び効率化	10%
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	
財務内容の改善	15%
第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置	
自己点検、評価及び情報の提供	2.5%
第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置	
その他業務運営	2.5%

評価の基準	評価の記号等	
4.5 < X	S	中期計画の達成に向けて極めて順調に実施されている。
3.5 < X ≤ 4.5	A	中期計画の達成に向けて順調に実施されている。
2.5 < X ≤ 3.5	B	中期計画の達成に向けて概ね順調に実施されている。
1.5 < X ≤ 2.5	C	中期計画の達成に向けて十分に実施されていない。
X ≤ 1.5	D	中期計画を達成するために重大な改善事項がある。

※ Xは大項目評価の評点×評価比率の合計

(3) 大項目・小項目評価の内容（大学の自己評価及び委員会評価分）

第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
1 教育（大項目①）
(1) 教育内容の充実（教育の質の向上）
ア 全学共通教育（小項目①）
イ 学部専門教育（小項目②）
ウ 大学院教育（小項目③）
エ 特色ある教育（小項目④）
(2) 教育方法等の改善（教育の質保証）（小項目⑤）
2 学生の確保と支援（大項目②）
(1) 学生の確保（小項目⑥）
(2) 学生への支援（小項目⑦）
3 研究（大項目③）
(1) 研究活動の活性化（小項目⑧）
(2) 研究成果の積極的な公開及び還元（小項目⑨）
4 地域・社会貢献（大項目④）
(1) 地域連携及び産学官連携の推進（小項目⑩）
(2) 生涯学習ニーズ等への対応（小項目⑪）
5 平和（大項目⑤）（小項目⑫）
6 国際化（大項目⑥）
(1) 国際交流の推進（小項目⑬）
(2) 日本人学生及び留学生への支援の充実（小項目⑭）
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
業務運営の改善及び効率化（大項目⑦）
1 戦略的、機動的かつ効率的な運営体制の構築及び運営の実施（小項目⑮）
2 社会に開かれた大学づくりの推進（小項目⑯）
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
財務内容の改善（大項目⑧）（小項目⑰）
第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置
自己点検、評価及び情報の提供（大項目⑨）（小項目⑱）
第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置
その他業務運営（大項目⑩）（小項目⑲）

※ 内容は、単一の項目を除き中期計画の各項目名に合わせている。

※ 中期計画の中で再掲がある内容については、それを評価するのに最も適した項目において評価することとする（別紙のとおり）。